

平成27年(ワ)第180号 損害賠償請求事件

直送済

原告 高田一男 外150名

被告 東京電力ホールディングス株式会社

被告準備書面（8）
 (原告準備書面（11）に対する反論)

平成29年8月29日

福島地方裁判所いわき支部 民事部 御中

被告訴訟代理人弁護士	棚 村 友 博	
同	田 中 秀 幸	
同	青 木 翔太郎	
同	石 川 陽 菜	

第1 はじめに

原告らは、原告ら準備書面（11）の第2において、中間指針等は暫定的なもので、賠償範囲や賠償額の制限を示したものではなく、その策定過程が不十分であり、中間指針等の内容には矛盾点、不明点、不足点があるなどと主張するとともに、第3において、被告準備書面（5）に対する反論として、放射線に対する科学的知見に関する主張をしている。

この点に関して、被告は、審査会の指針が定める本件事故による精神的損害の賠償の考え方の全体像、並びに、これに基づき被告が公表している賠償の考え方及び賠償金額の水準が合理的かつ相当なものであることについては、被告準備書面（3）において既に詳述し、また、放射線の健康影響に関する科学的知見等を踏まえて、中間指針等の合理性が認められることについては、被告準備書面（5）において既に詳述したものであるが、本準備書面において、かかる各主張を踏まえて、個別的な原告らの主張に対して反論するものである。

なお、本書面で改めて定義しているものを除き、用語の略称は答弁書及び被告の準備書面の用例と同じである。

第2 「2 賠償範囲・賠償額の制限を示したものではないこと」に対する反論

原告らは、中間指針等が賠償範囲・賠償額の上限を画したものではないと主張する（原告ら準備書面（11）3頁～4頁）。

まず、中間指針等が賠償範囲の制限を示したものではないとの原告らの主張については、原告らがその根拠として引用しているとおり、中間指針は、「中間指針に明記されない個別の損害が賠償されないということのないよう留意されることが必要である。」（乙C1の2頁）とし、中間指針追補は、「なお、中間指針追補で対象とされなかつたものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得る。」（乙C2の2頁）と記載している。かかる記載は、いずれも、「中間指針等で類型化されていない損害項目」について、個別事情のもとでは賠償対象となることがあり得る旨の注意的な記載をしたものである。

しかしながら、原告らは、本件訴訟において避難ないし滞在に伴う精神的損害を請求しているのであり、かかる精神的損害に対する賠償基準は、中間指針等において類型化され、具体的な指針が示されているのだから、中間指針等で

類型化されていない損害項目が原子力損害の賠償対象となることもあり得るとの趣旨の中間指針の上記記載は、精神的損害に関する原告らの請求との関係では、関連性を有しないものというべきである。

次に、中間指針等が賠償額の上限を画したものではないとの原告らの主張については、正確には、中間指針等が定める精神的損害に関する賠償額の指針は、「合理的に算定した一定額の賠償」であると解される。

すなわち、中間指針は、本件事故による原子力損害賠償の基本的な考え方の総論を述べている部分において、「損害の算定に当たっては、個別に損害の有無及び損害額の証明をもとに相当な範囲で実費賠償をすることが原則であるが、本件事故による被害者が避難等の指示等の対象となった住民だけでも十数万人規模にも上り、その迅速な救済が求められる現状にかんがみれば、損害項目によつては、合理的に算定した一定額の賠償を認めるなどの方法も考えられる。」

（下線は引用者加筆）と記載されているところ（乙C1の5頁），中間指針等において具体的な「一定額の賠償」を指針として定めているのは精神的損害の賠償額のみであり、中間指針等が定める精神的損害に関する賠償額の指針については、「合理的に算定した一定額の賠償」を示したものであると解するのが相当である。

そして、審査会においては、損害賠償の一般法理の観点から、被害の実情を踏まえつつ、他事案における多数の裁判例等も検討しながら、避難等対象者に対する精神的損害の賠償を含む一定の合理的な賠償額を定めるための審議が重ねられていることについては、被告準備書面（3）の35～42頁において詳述したとおりである。

したがつて、そのような審議の結果として中間指針等において定められた精神的損害に係る賠償基準は、第一線の法学者及び放射線の専門家等の委員からなる審査会において、過去の裁判例並びに慰謝料額の基準も踏まえて、公開の議場で十分な審議を重ねて策定・公表されたものであつて、本件事故の被害者

に対する慰謝料額として十分に合理性・相当性を有するものとなっている。

このように、極めて多数に上る避難等対象者に対する精神的損害の賠償を公平かつ適切に行うという観点からは、合理的な一定額の賠償を一律に行うという考え方は十分に合理的であり、また、避難をした者も避難をしていない者も賠償額において差異を設けるのではなく、同額とすることが公平であるとの中間指針追補の理念についても十分に合理性を認めることができる。

したがって、この点に関する原告らの上記主張も当たらない。

第3 「3 不十分な策定経緯」に対する反論

1 「(1) はじめに」についての原告らの主張の誤り

原告らは、中間指針追補の審査過程について、「実際の審査過程では、裁判例を参考にして賠償金額が決められたわけではなく、避難指示区域に対する慰謝料額とのバランスに議論は終始していた。」と主張する（原告ら準備書面（1）4頁～5頁）。

しかしながら、本件訴訟の原告らは、本件事故当時、福島県南相馬市原町区のうち旧避難指示解除準備区域または旧緊急時避難準備区域に居住していたと主張しているのであるから（ただし、原告らの本件事故時の住所地については、原告らに対して証明を求めているところである。），原告らの主張との関係で、自主的避難等対象者に対する精神的損害に関して賠償方針を定めた「中間指針追補」の審査過程は問題とならないのであり、原告らの上記主張は失当である。

また、その点を撇くとしても、中間指針等の審議過程は、被告準備書面（3）において詳述したとおり、第一線の法学者及び放射線の専門家等の委員からなる審査会において、慰謝料の裁判例（乙C14）並びに慰謝料額の基準を慎重に検討・議論し、これを踏まえて、公開の議場で十分な審議を重ねて策定・公表されたものであり、原告らも認めるとおり、中間指針追補に「損害額の算定

に当たっては、身体的損害を伴わない慰謝料に関する裁判例等を参考にした上で、精神的苦痛並びに子供及び妊婦の場合の同伴者や保護者分も含めた生活費の増加費用等について、一定程度勘案することとした。」（乙C2の8頁）とされており、過去の裁判例の調査結果も資料として供されて、審議が行われている。

したがって、このような指針自体の記載等や審議経過に照らし、「避難指示区域に対する慰謝料額とのバランスに議論は終始していた。」との原告らの主張自体事実に反し、誤りである。

2 「(2) 審査過程」についての原告らの主張の誤り

原告らは、第18回審査会における各委員の一部の発言を引用し、自主的避難等対象者に対する精神的損害の賠償金額について、避難指示区域に対する慰謝料額とのバランスに議論は終始していた、各委員が「被害実態や裁判例を踏まえて賠償金額を決めるのではなく、避難指示対象者・屋内退避指示対象者とのバランスに配慮すべき旨を示唆している。」などと主張する（原告ら準備書面（11）5～6頁）。

しかしながら、前述のとおり、本件訴訟の原告らは、本件事故当時、福島県南相馬市原町区の旧避難指示解除準備区域または旧緊急時避難準備区域に居住していたと主張しているのであるから、原告らの主張との関係で、自主的避難等対象者に対する精神的損害に関して賠償方針を定めた「中間指針追補」の審査過程は問題とならない。

また、その点を撇くとしても、第17回審査会及び第18回審査会においては、具体的な慰謝料額に関する審議がなされ、子供及び妊婦については、裁判例一覧を参照しながら、避難等対象者に対する賠償額との均衡も考慮しながら賠償額についての議論が展開されている。このように、被害の状況を踏まえつつ、過去の裁判例や避難等対象者との均衡等の様々な角度からの検討、審議が

なされた上で、子供及び妊婦については本件事故発生から平成23年12月31日までの期間における慰謝料として40万円、子供及び妊婦以外の自主的避難等対象者については本件事故発生当初の精神的損害等の賠償額として8万円を賠償するのが妥当であるとされたものである。

自主的避難等対象区域は、政府による避難指示の対象となっていない区域であり、継続して居住が可能であるという点で避難等対象者とは事情が異なること、自主的避難等対象者について、本件事故発生当初の時期（約1ヶ月強）についての賠償を考えるに当たって、避難等対象者のうちの屋内退避指示（平成23年4月22日解除）の対象者に対する10万円の賠償額とのバランスを考慮するとの審査会の議論も何ら不合理でない。

したがって、いずれにせよ、自主的避難等対象者に係る損害に関する審査会の審議内容を援用しての原告らの主張はいずれも失当である。

3 「(3) 比較対象（避難者の慰謝料）の策定経緯」についての原告らの主張の誤り

(1) 「ア 被害実態調査の欠如」について

原告らは、中間指針等における精神的損害に関する指針は、被害者の被害実態を踏まえた適正な金額とは言い難い旨を主張する（原告ら準備書面（1）6頁～7頁）。

しかしながら、中間指針が公表されるまでの第1回～第12回の審査会においては、松本福島県副知事、上月文部科学省生涯学習局政策課長、大澤厚生労働省老健局総務課長、佐原厚生労働省保険局総務課室長（以上第3回審査会）、渡辺大熊町長、遠藤川内村長、田子全国商工会連合会副会長、青山日本商工会議所理事、瀬戸全国中小企業団体中央会理事・事務局長、河本全国石油商業組合連合会専務理事、馬場全国農業協同組合中央会農業対策部長、

吉田全国漁業共同組合連合会代表理事専務、郡山全国食用きのこ種菌協会会長（以上第4回審査会）、菅野飯館村長、橋本茨城県知事、佐藤栃木県副知事（以上第6回審査会）からの意見聴取がなされ、これらの外にも、政府関係者から詳細な被害実態の報告が多数なされている。

また、中間指針策定後も、被害の実情に即した賠償基準となるように引き続き審理を行い、中間指針追補、中間指針第二次追補、中間指針第三次追補及び中間指針第四次追補を公表し続けており、これらを策定・公表するにあたっては、瀬戸福島市長、渡辺福島県弁護士会弁護士、中手 子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク代表、宍戸 雇用促進住宅桜台宿舎避難者自治組織「桜会」代表（以上第15回審査会、乙C16）、山田広野町長、草野楳葉町長、遠藤富岡町長、遠藤川内村長、渡辺大熊町長、井戸川双葉町長、馬場浪江町長、松本葛尾村長、富塚田村市長、桜井南相馬市長、佐藤川俣町原子力災害対策課長補佐、菅野飯館村長、佐藤福島県知事（以上第21回審査会、乙C17）からの意見聴取がなされている。

かかる状況を客観的にみれば、被害実態が十分把握されずに策定されたとの原告らの非難は全く当たらない。

なお、原告らは、「一方当事者である東電の関係者はしばしば出席して発言をしているが、被害者らが直接審査会の場で意見をいう機会は設定されていない。」などと意見を引用しているが（同7頁），被告は審査会の指針策定に関して何らの意見を述べたことがなく、他方、被害実態については上記のとおり様々な関係者から意見聴取をしているのであるから、原告らの上記指摘も全く事実に反する。

(2) 「イ 論理的矛盾点」についての原告らの主張の誤り

原告らは、避難等対象者の避難に係る精神的損害について、中間指針が自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）の傷害慰謝料の基準

を参考としたことは適切でないと主張する（原告ら準備書面（11）7～8頁）。

しかしながら、中間指針等における避難等対象者の精神的損害の賠償額は、自賠責保険の傷害慰謝料を参考にしつつ、慰謝料の判例や赤い本等の慰謝料額の基準をも踏まえた上で算定されている。

すなわち、自賠責保険の支払基準は、複数回にわたり、消費者物価指数（CPI）、賃金上昇率、判例傾向、裁判水準を参考にして改定されており、合理性・相当性を有する基準である。この点について、原告らは「自賠責の傷害慰謝料自体に明確な根拠がない」との意見を援用しているが、かかる主張は実務上確立されている自賠責基準に対する不当な論難というべきである。

また、自賠責基準の傷害慰謝料には、（a）身体の傷害を負ったこと（肉体的苦痛）に伴う精神的苦痛と（b）傷害を負ったことに起因する入通院による自由の拘束（生活の阻害）に伴う精神的苦痛の2つの要素が含まれているものと考えられるところ、本件事故によって避難を余儀なくされることによる精神的苦痛は上記（b）の生活の阻害に伴う精神的苦痛に近いと考えられるのに対して、中間指針では上記（a）の身体の傷害による精神的苦痛をも含む傷害慰謝料の基準を参考にしているから、本件事故の被害者に対する精神的損害の賠償の考え方としては被害者に対して何ら不当なものではない。

また、審査会において検討された過去の避難を強いられた裁判例においても認容された精神的損害は一人当たり月額10万円を下回るものが多く（乙C14）このような裁判例と比較しても、中間指針等の精神的損害に係る賠償額を月額10万円としたことは、被害者保護の見地に立っての合理性及び相当性を有するものということができる。

このように、審査会の審議経過を踏まえれば、避難等対象者の精神的損害額（月額10万円）の賠償指針を定めるに当たっては、自賠責基準のみならず、過去の裁判例等も検討された上で、それらよりも被害者に有利な水準に

当たるものとして賠償基準が定められているものであり、また、上記のとおり、自賠責基準を本件の参考とすること自体何ら不合理なものということはできないから、原告らの上記主張も根拠のない論難というべきである。

第4 「4 性質上の限界」に対する反論

1 「(1) 和解の性質」についての原告らの主張の誤り

原告らは、中間指針等には、和解や自主的解決といった性質上の限界があるなどと主張し、「原賠審としては、一方当事者である東電が納得（納得せざるを得ない）ものを志向することになってしまっている面がある。」との意見を引用している（原告ら準備書面（11）8頁～9頁）。

しかしながら、被告準備書面（3）及び本準備書面において詳述したとおり、審査会は、第一線の法学者及び放射線の専門家等の委員によって構成され、公開の場で審理がなされ、中立の立場で中間指針等を策定したものであり、その審議内容は、過去の裁判例を踏まえて損害賠償の一般法理という法律的見地から合理的に導かれたものである。そのため、中間指針等の策定に至る審議経過を踏まえれば、中間指針等が和解や自主的解決といった性質上の限界によって不合理な内容にゆがめられているなどと解することはできない。

また、原告らが指摘する原賠法18条1項は、「文部科学省に、原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介及び当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針の策定に係る事務を行わせるため、政令の定めるところにより、原子力損害賠償紛争審査会（以下この条において「審査会」という。）を置くことができる。」と規定しているのみであり、中間指針等に性質上の限界があることを何ら基礎付けるものではない。

被告準備書面（3）においても述べたとおり、中間指針等は損害賠償の一般法理という法律的見地から合理的な賠償基準を策定するとの見地より公開の場

で審議され、策定されたものであり、その内容においても十分な合理性が認められるものであるから、原告らの上記主張には根拠がなく、当たらない。

2 「(2) 中立性に関する疑問」についての原告らの主張の誤り

原告らは、本件事故による損害賠償に関与している国が原賠審を設置したことから、「賠償を「控え目」にするという思慮が働くことはないのか。」との疑問が生ずると主張するとともに、原賠審を構成する委員の中立性についても疑問が指摘されていると主張する（原告ら準備書面（11）9頁）。

しかしながら、原告らの主張は何ら根拠のない憶測にすぎない。原賠法の位置付け、審査会の設置、役割及び構成等については、被告準備書面（3）において詳述したとおりである（同8頁～10頁）。

また、中間指針等は、原賠法18条2項2号に基づき原子力損害の賠償に関する紛争の解決の基準となる原子力損害の範囲の判定等の指針を定める役割を付与され、第一線の法学者及び原子力の専門家等の委員によって構成されている審査会において、福島県の実情の聴取等も含めて、参考となるべき裁判例の賠償水準も斟酌の上で、度重なる議論の基に策定されている。その経過において、審査会は、公開の場で、必要かつ十分な審議が行われており、その中立性に疑問を差し挟むような議論はなされていない。

実際に、審査会における発言を参照すると、能見会長は、「審査会というのは、最大の目的は、やはり賠償がスムーズに行われて、被災者の皆様がその賠償を受けられるようにということを最大の目的にしているわけですけれども、その際に、やはり中立的な立場で指針を設けることによって、被災者のご意見を聞くことはもちろん当然ですけれども、あるいは、その実情を調べるのは当然ですけれども、東電の側も、この指針ならば率先して賠償しようということで、賠償が迅速化されるというところに1つのメリットがあると思います。…指針というのは、東電を縛るものではなくて、これはあくまで東電が自主的に

その指針に基づいて賠償するものですから、結局、東電がどうしても嫌だと言われてしまうと動かなくなってしまう。じゃ、東電の意向を聞くのかというと、別にそういうことではなくて、これはもちろん普通の損害賠償の場合であればどうであるかというのを調べた上で、東電側としてもそう反対しにくい賠償というものを決めていくというのが指針の役割であると思っております。」（下線は引用者加筆、第21回審査会議事録、乙C17の18頁）と述べて、むしろ、被災者の意見を聞くことは当然であるが、被告の意見は聞かないと述べているものである（実際、被告は、審査会の指針策定に関して何らの意見を述べたことがない。）。

また、能見会長は、「この審査会のそもそもその役割といいますのは、おそらく、この事故は、本来であれば、当事者、責任を負うであろう原子力事業者と被災者、被害を受けた人たちの間の本来個別的な損害賠償の問題ですが、被害が非常に多数、広くわたっているときに、迅速に賠償するということも非常に重要なことですので、そういう意味で、この審査会というものが賠償の指針というのを設けて、特にその指針というのは、裁判でいけば認められるであろう
という賠償を一応念頭に置きながら…中間指針とか、あるいは、その補足の指針として出してきているというものですございます。」（下線は引用者加筆、第21回審査会議事録、乙C17の17頁）と述べている。

さらに、能見会長は、「損害賠償として説明できるかということが重要」と述べ（下線は引用者加筆、第24回審査会議事録、乙C18の20頁）、鎌田薰委員も、「指針は、損害賠償の一般法理に照らして説明できないことをそのときの勢いでやってしまったと事後的に評価されるのではやっぱりまずい」、「政策的に損害賠償の範囲を決めてしまったというふうに言われるのは、この指針全体の信頼性も揺るがすことになる」と述べている（下線は引用者加筆、第25回審査会議事録、乙C19の36頁～37頁）。

このような発言からしても、公開の場で審理がなされる審査会が、中立の立

場で中間指針等の策定をしており、その内容については損害賠償の一般法理という法律的見地から合理的に導かれるものでなければならないとの立場に立つて中間指針等を策定しているものであることは明らかである。

したがって、原告らの主張は何ら根拠のない憶測にすぎず、当たらない。

第5 「5 賠償額の問題点」に対する反論

1 「(1) 矛盾点」についての原告らの主張の誤り

原告らは、中間指針追補は、賠償額について、避難等対象者を比較対象としており、質的に異なる被害を比較対象とすることは不合理であると主張する(原告ら準備書面(11)9頁～10頁)。

しかしながら、前述のとおり、本件訴訟の原告らは、本件事故当時、福島県南相馬市原町区の旧避難指示解除準備区域または旧緊急時避難準備区域に居住していたと主張しているのであるから、原告らの主張との関係で、自主的避難等対象者の精神的苦痛に関して賠償方針を定めた「中間指針追補」の合理性は問題とならず、原告らの主張は失当である。

2 「(2) 欠落している要素」について

(1) 「イ 被ばく損害の欠落」についての原告らの主張の誤り

原告らは、中間指針追補が「正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛」は考慮要素にあげているものの、「放射線に被曝したこと自体の精神的苦痛は、考慮要素に含まれていない」として、考慮すべき要素が欠落していると主張する(原告ら準備書面(11)10頁～11頁)。

しかしながら、前述のとおり、原告らの主張との関係で、自主的避難等対象者の精神的苦痛に関して賠償方針を定めた「中間指針追補」の合理性は問題とならず、原告らの主張は失当である。

また、その点を指くとしても、原告らも認めるとおり、中間指針追補は、「放射線被曝への恐怖と不安を抱きながら自主的避難等対象区域に滞在を続けた場合における、放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛」を賠償すべき損害としており、「放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等」は精神的損害の要素として含まれている。

すなわち、中間指針追補（乙C2）においては、自主的避難等対象者のうちの避難者の精神的損害については、「自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛」を賠償すべき損害とし（同5頁）、また、自主的避難等対象者のうちの滞在者の精神的損害については、「放射線被曝への恐怖や不安を抱きながら自主的避難等対象区域に滞在を続けた場合における、放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛」を賠償すべき損害としている（同5頁）。

そして、具体的な損害額としては、避難者が滞在者かの違いにより差異を設けることは公平かつ合理的とはいえない難いとした上で、子供及び妊婦については、本件事故発生から平成23年12月末までの損害として1人40万円（なお、被告は子供又は妊婦が自主的避難をした場合にはこれに20万円を加算して賠償している。）、その他の者については本件事故発生当初の時期（平成23年4月22日までが目安となる。乙C6）の損害として1人8万円を目安とするとしている。

また、中間指針第二次追補を踏まえ、被告においては、避難をしている子供及び妊婦については、平成24年8月末までを対象として、1人当たり8万円の追加賠償をしている。

したがって、中間指針追補において、滞在者の被ばくに対する精神的苦痛について既に相当な範囲において考慮され、賠償の考え方方が示されているのであるから、この点に関する原告らの主張は当たらない。

なお、避難等対象者に対する精神的損害については、被ばくへの不安や恐れに係る精神的損害は、中間指針の定める精神的損害の対象とはされていないが、それは、避難等指示によって基本的に被ばくを回避することができる（そのために避難しているものである。）と考えられているからであると解される。また、一般に、低線量被ばくと健康影響に関する科学的知見に照らして、避難等対象者の受けた低線量被ばくについては、避難者に健康障害をもたらすまでの程度のものではなく、それによって具体的な権利侵害が惹起されたということはできないこと、避難等対象者に対しては、別途1人月額10万円を基本とする避難に係る精神的損害の賠償が賠償終期までなされること等も踏まえれば、避難等対象者の被ばくへの不安や恐れに係る精神的損害は、本件事故と相当因果関係を有する原子力損害には当たらない。

(2) 「ウ 責任論の欠落」について

原告らは、中間指針等における精神的損害に関する指針の策定に当たっては、被告の帰責性が考慮されていないから、中間指針等の基準は適正でないかのように主張する（原告ら準備書面（11）11頁）。

しかしながら、本件訴訟で被告が主張しているように、マグニチュード9.0という本件地震及び本件津波という巨大な天災地変によって本件事故が生じたことは固知のところであり、地震本部等の地震に関する政府の専門機関においてもかかる地震について想定外であったとしているという本件の事情

の下においては、避難等に係る精神的損害に係る賠償額の議論においては、被害者の受けた被害の状況等を踏まえて、適切な賠償額を定めることには合理性がある。

また、被告に原告らが主張するような過失が認められないことについては既に主張しているとおりである。

したがって、原告らの上記主張によつても、中間指針等の定める精神的損害の賠償額の合理性は何ら左右されるものではなく、原告らの上記主張も当たらない。

第6 「6 その他」に対する反論

1 中間指針等が裁判上の解決を視野に入れて賠償水準を検討、設定されたものでないとの原告らの主張の誤り

原告らは、中間指針等に「裁判上の解決の場合をも視野に入れて」という文言がないことから、中間指針等は裁判上の解決をも視野に入れて賠償水準を検討、設定されたものでないことが明らかである、と主張する（原告ら準備書面（11）11頁）。

しかしながら、被告準備書面（3）及び本準備書面において述べたとおり、中間指針等における精神的損害の賠償指針は、その審議経過に照らしても、過去の裁判例を踏まえた上で定められており、裁判上の解決を視野に入れても合理性のある賠償水準を定めるものとして、法的な見地から検討されたものである。

前述のとおり、実際の審議過程においても、能見会長は、「この審査会のそもそもその役割といいますのは、おそらく、この事故は、本来であれば、当事者、責任を負うであろう原子力事業者と被災者、被害を受けた人たちの間の本来個別的な損害賠償の問題ですが、被害が非常に多数、広くわたっているときに、

迅速に賠償するということも非常に重要なことですので、そういう意味で、この審査会というものが賠償の指針というのを設けて、特にその指針というのは、裁判でいけば認められるであろうという賠償を一応念頭に置きながら…中間指針とか、あるいは、その補足の指針として出してきているというものでございます。」（下線は引用者加筆、第21回審査会議事録、乙C17の17頁）と述べている。さらに、能見会長は、「損害賠償として説明できるかということが重要」と述べ（第24回審査会議事録、乙C18の20頁），鎌田薫委員も、「指針は、損害賠償の一般法理に照らして説明できないことをそのときの勢いでやってしまったと事後的に評価されるのではやっぱりまずい」と述べている（第25回審査会議事録、乙C19の36頁）。

このような発言からしても、中間指針等は、損害賠償の一般法理という法律的見地から、裁判上の解決を視野に入れても合理性のある賠償水準でなければならぬとの立場に立って策定されたものであることは明らかである。

したがって、中間指針等に「裁判上の解決の場合をも視野に入れて」という文言がないから、中間指針等が裁判上の解決の場合を視野に入れて賠償水準を検討、設定されたものでないとする原告らの主張は、実際の審議経過に沿わない、根拠のない論難であり、全く当たらない。

2 中間指針等が賠償規範として既に定着している実情にあるとはいえないとの原告らの主張の誤り

原告らは、被告に対する直接請求手続やADR手続において清算条項が設けられていないから、「中間指針等は賠償規範として既に定着している実情にある」とはいえないと主張する（原告ら準備書面（11）11頁～12頁）。

しかしながら、被告は、審査会が策定した中間指針等に基づいて、避難等による精神的損害（慰謝料）のみならず、本件事故によって支出を余儀なくされた避難費用、一時立入費用、帰宅費用、検査費用や避難生活に伴う生命・身体

的損害、営業休止を余儀なくされたことによる営業損害、就労不能等に伴う損害、さらに風評被害等、管理・使用不能による財物価値の喪失又は減少等の多岐にわたる損害項目について、多数の被害者の方々からの賠償請求を受け付けるための請求書式を整備し、被害者の方々との合意に基づき賠償対応を行っている。

また、原賠法18条2項1号に基づいて審査会の下に設置された原子力損害賠償紛争解決センターにおけるADR手続においても、和解仲介申立案件について、中間指針等に基づく個別的和解による賠償対応を行っている。

その結果、被告準備書面(3)において主張したとおり、平成29年1月6日現在において、約16万人に上る避難等対象者である個人に対する被告による賠償件数は約86万9000件(世帯単位での支払い延べ件数)、自主的避難等対象者である個人に対する賠償件数は約129万5000件(世帯単位での支払い延べ件数)、法人・個人事業主等への賠償延べ件数は約37万件、合計約6兆9404億円の原子力損害賠償を実施しているという実情にある(A DR手続によるものを含む。乙A1)。

このように、被告は、直接請求手続及びADR手続を通じて、被害者の方々との合意に基づき、空前の規模の被害者の方々と中間指針等に基づく賠償を実施している実情にあるから、中間指針等は賠償規範として既に定着している実情にあるとはいえないとの原告らの主張は当たらない。

第7 「被告の主張への反論」の誤りについて

1 「1 「中間指針等の審議経過が相当」との主張」について

原告らは、自主的避難等対象者に対する精神的損害に関する能見会長の発言を踏まえて、賠償額の審議過程において、客観的事実や法理論に基づく丁寧な議論はなされておらず、「このような審議過程に照らすと、「中間指針等の審

議過程が相当である」との主張は、およそ成立しない。」と主張する（原告ら準備書面（11）12頁～13頁）。

しかしながら、被告準備書面（3）及び本準備書面において詳述したとおり、中間指針等は、公開の場で審理がなされる審査会において、中立の立場で策定されており、また、その内容については損害賠償の一般法理という法律的見地から、裁判上の解決を視野に入れても合理性のある賠償水準でなければならぬとの立場に立って策定されている。

原告らの上記主張は、審査会における審議・検討の全体像を見誤るものであり、理由がない。

2 「2 被告準備書面（5）第4・1に対する反論」について

（1）「（1）健康リスク（放射線の科学的知見について）」について

原告らは、政府の避難基準について、ICRPによれば、事故が収束した後の「現存被ばく状況」において「年間1～20ミリシーベルトの下方部分から選定すべき」とされていることなどから、「安全性の観点から最も厳しい値」とは、年間1ミリシーベルトになるはずである、また、「被ばく線量年間20ミリシーベルト」の意味するところは、「5年間居住すると、放射線被ばくによって、10万人中500人ががんになる」ということであり、決して無視できる値ではなく、本件事故による健康被害リスクは十分に低いという被告の主張は成立しないと主張する（原告ら準備書面（11）13頁）。

しかしながら、被告準備書面（5）において述べたとおり、2007年勧告では、本件事故の発生後のような緊急時被ばく状況においては、参考レベルは予測線量20ミリシーベルトから100ミリシーベルトの範囲にあるものとされている。そして、政府の避難指示の基準は、国際放射線防護委員会（ICRP）が提言する緊急時被ばく状況の参考レベルの範囲（年間20～100ミリシーベルト）のうち、安全性の観点から最も厳しい値をとって年

間20ミリシーベルトを採用しているものであり、ICRPによる放射線防護の考え方即したものであって、国際的にも広く受け入れられた放射線防護の考え方照らして合理性が認められるのである。

また、避難区域は、空間線量率から推計した値を基に設定されているところ、経済産業省のリーフレットによれば、実際に線量計で測定した個人の累積被ばく線量は、この推計値を大きく下回っているものとされており（乙A 31），政府による避難区域の設定に当たっては、放射線被ばくによる被害が発生しないよう極めて慎重な基準が採用されていると認められる。

さらに、科学的知見からしても、年間20ミリシーベルトを上回る放射線被ばくを受ければ健康への具体的な危険がある、といえないことも明らかであり、年間20ミリシーベルトが「安全」と「危険」の境界線を意味するものでない（乙A 32の55頁）ことに留意する必要がある。年間20ミリシーベルトは、放射線防護の観点から定められた緊急時被ばく状況の参考レベルの最下限値であるというにとどまる。

（2）「（2）政府の避難指示」について

原告らは、避難指示の基準となっている年間20ミリシーベルト以下であっても、健康リスクは存在するから、避難指示がなかったとしても、種々の損害は発生し、その責任は、被告が負うべきであると主張し（原告ら準備書面（11）14頁），自主的避難等対象者を念頭においていた主張をしているが、繰り返し述べているとおり、本件訴訟の原告らの本件事故時住所地は、福島県南相馬市原町区（旧緊急時避難準備区域または旧避難指示解除準備区域）である。原告らの主張の趣旨は不明瞭であり、失当である。

また、被告準備書面（5）において述べたとおり、国際的に合意された放射線による健康影響に係る科学的知見によれば、LNTモデルを採用すると仮定しても、年間100ミリシーベルトの被ばくによる発がんリスクは他の

要因による影響によって隠れてしまうほど小さいとされ、喫煙、肥満、野菜不足などの他の発がん要因による発がんリスクよりも低いとされており（乙A29），年間20ミリシーベルト以下の被ばくによって原告らの法的に保護された具体的な権利利益が侵害されるおそれがあるとはいえないから、原告らの上記主張には理由がない。

以上